

令和4年度6月分

健康・福祉関係

件 名	児童手当の所得上限限度額に係る特例給付廃止について
内 容	<p>いつも白井市民のためにたくさんのお力を注いでくださり本当にありがとうございます。</p> <p>この度は児童手当についての要望でお手紙を書かせていただきました。</p> <p>子ども医療費や臨時特別給付金など、年収制限を撤廃し、白井市独自で支給をしていただきました事、心から感謝申し上げます。</p> <p>2022年10月支給分より年収制限による児童手当の特例給付廃止が決定されてしまいました。</p> <p>年収によって制限されることに、とても心を痛めております。</p> <p>子育ては継続的にお金がかかりますし、育児に係るお金はみな平等です。</p> <p>収入の分、高い税金も納めており、決して楽な暮らしではございません。</p> <p>児童手当は子どものためのものです。</p> <p>親の収入に関係なく、全ての子どもに平等に支給してほしいと願っております。</p> <p>未来を担う子ども達を平等に、この白井市がもっと豊かに子育てしやすく、そして子ども達が安心して幸せに暮らしていけますよう、子育て支援にどうかお力添えをいただきますよう心からお願い申し上げます。</p>
回 答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>お寄せいただきました児童手当の所得上限限度額に係る特例給付廃止についてお答えします。</p> <p>児童手当につきましては、本年6月、改正児童手当法が施行され、所得上限限度額以上の方への特例給付が廃止されました。</p> <p>一部の自治体では対象とならなくなった方へ独自の手当を給付することは、報道により承知しておりますが、本市ではこうした手当を給付する予定は、現在のところありません。</p> <p>なお、今回いただきました御意見につきましては、今後の子育て施策の参考とさせていただきます。</p> <p>貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。</p>